



# 令和6年4月開所分 幼稚園型認定こども園 自主財源整備事業募集要項

《幼稚園から  
幼稚園型認定こども園への移行》

**事前相談：令和5年6月12日(月)～6月30日(金)**

**募 集：令和5年6月12日(月)～7月14日(金)**

※応募にあたっては、必ず上記期間に事前相談を実施してください。

横浜市こども青少年局  
保育・教育部こども施設整備課

〒231-0005

横浜市中区本町6-50-10

横浜市役所13階

TEL：045-671-4146

FAX：045-550-3607

## <目次>

I	募集概要	1
II	整備・運営に当たっての諸条件	2
1	幼稚園型認定こども園への移行について	2
2	認定基準について	2
3	施設定員等について	2
4	休園日、開園時間について	2
5	教育・保育内容について	3
6	地域子育て支援について	3
7	近隣・保護者および職員への対応について	3
8	送迎について	4
9	園長、職員等について	4
10	その他	5
III	申請方法	6
IV	問い合わせ先・ダウンロードアドレス一覧	9
V	資料	11

# I 募集概要

## 1 対象事業

### 自主財源整備事業（幼稚園型認定こども園整備）

幼稚園型認定こども園の認定を受ける市内の幼稚園を募集します。

## 2 整備スケジュール

令和6年4月1日開所を条件とします。

### 【申請から審査までのスケジュール（予定）】

事前相談期間	令和5年6月12日（月）～6月30日（金）
応募書類提出期間	令和5年6月12日（月）～7月14日（金） ※ 期間最終日は17時必着とします。
面接	令和5年8月上旬（予定）
選定結果通知（書面）	令和5年9月上旬（予定）

## 3 応募資格

下記の全てに該当する法人・個人

ア 法人格を有していること又は施設型給付を受ける個人立の幼稚園であること

イ 応募時において、横浜市内で適正に運営している幼稚園からの移行であること

ウ 「Ⅱ. 整備・運営に当たっての諸条件」をすべて満たせること

エ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条に定める欠格事由を有しないこと

（例：不正受給等の重大な過失に関する指導を自治体等から受けていないこと）

オ 令和5年6月30日（金）までに事前相談を受けていること

カ その他、市長が不相当と認める事由を有しないこと

## Ⅱ 整備・運営に当たっての諸条件

### 1 幼稚園型認定こども園への移行について

現在の幼稚園の認可の範囲で、3歳以上の「保育を必要とする子ども（以下、「2号子ども」という。）」を設定し、認定こども園の認定を受けることができます。

※整備等の補助金の交付はありません。

### 2 認定基準について

- ・ 神奈川県の子どもの認可基準を満たしていることが前提条件です。
- ・ 神奈川県に認可変更手続きをしていない事項がある場合や、移行にあたって認可の変更をする場合、開園までに変更手続きを行うことが条件です。  
（認可変更の相談先は神奈川県私学振興課です。）
- ・ 認定こども園の認定基準については、「就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律」等の関係法令、「横浜市認定こども園の要件を定める条例」等の認定基準を満たしていることが必要です。

### 3 施設定員等について

- (1) 1号子どもと2号子どもの定員を、幼稚園の認可定員の内数で設定してください。  
（1号子どもとは、満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のことです。）
- (2) 定員規模や年齢別構成については、横浜市との協議に応じていただきます。
- (3) 移行前の幼稚園の実員と認可定員に大きな乖離がある場合は、基準の範囲内で、実員程度の新たな利用定員を設定していただきます。

#### ※ 2号子どもについて

##### <定員>

- ・ 2号子どもの定員については、敷地規模や立地、地域の保育ニーズの状況等を踏まえ設定していただきます。
- ・ 2号子どもの定員の枠への入所については、原則、園に決定権がありません。  
利用調整により、市が決定した子どもを受け入れていただきます。

##### <給食の提供>

- ・ 2号子どもは給食の提供が必要です。ただし、条件を整えれば外部搬入の給食の提供も可能です。

##### <職員配置>

- ・ 2号子どもの長時間保育に携わる職員は、原則として保育士資格のある職員とし、できるだけ保育所等での実務経験のある職員を配置してください。

### 4 休園日、開園時間について

- (1) 認定こども園に移行した後の休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条及び第3条に規定する休日並びに12月29日から1月3日の間のみとなります。（※ただし、休日・年末年始保育実施園はこの限りではありません。また、休日保育の実施を希望した場合、法人都合による事業の休止は認められません。）
- (2) 開園時間は、原則として、平日・土曜日ともに11時間以上としてください。

## 5 教育・保育内容について

- (1) 幼稚園型認定こども園の教育・保育については、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえることが必要です。移行にあたっては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を研究し、認定こども園としての教育・保育を計画してください。
- (2) 障害児保育を実施してください。また、休日保育の実施を検討してください。
- (3) 地域型保育事業（小規模保育事業等）との連携の設定（卒園時の受入等）について、横浜市との協議に応じていただきます。なお、申請時に幼稚園で設定している地域型保育事業（小規模保育事業等）との連携は維持していただくようお願いします。

## 6 地域子育て支援について

認定こども園は、地域の子育て支援を行うことが義務付けられています。地域の需要に照らし必要性が高いと考えられるものを必ず1つ以上実施し、保護者が利用を希望するときに利用することができる体制を確保してください。なお、各事業の実施方法には頻度などについて条件があります。

### 【子育て支援事業の例及び実施頻度】

- (1) 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する事業  
実施頻度：3日以上／週（利用希望がある場合に受け入れ体制が確保できること）
- (2) 地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業  
実施頻度：すべての開園日（利用希望がある場合に受け入れ体制が確保できること）
- (3) 保護者の疾病その他の理由により家庭保育が一時的に困難となった地域の子どもの保育を行う事業  
実施頻度：すべての開園日（利用希望がある場合に受け入れ体制が確保できること）
- (4) 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間団体又は個人に対する情報提供及び助言を行う事業

## 7 近隣・保護者および職員への対応について

- ・近隣住民及び在園児の保護者・職員対応は、応募法人の責務です。
- ・近隣要望、苦情・紛争等には、応募法人の責務において誠意を持って対応してください。
- ・整備計画を円滑に進めるため、近隣住民等（特に隣接敷地の住民、町内会・連合会等）、在園児の保護者および在籍する職員に説明を行って理解を得てください。（仮設園舎を別敷地に整備する場合は、仮設園舎の予定地の近隣住民等に対しても同様に説明を行ってください）。
- ・近隣・保護者および職員への説明の経過を記録し、保管してください。その際、意見や要望には誠実に対応し、整備計画への理解と協力を得られるように努め、当該説明の内容について市に報告いただきます。
- ・なお、工事を伴わない場合は、工事に関する部分の対応は不要です。

### (1) 近隣説明

#### ア 申請段階

- ・施設所在地の区役所こども家庭支援課に相談の上、自治会町内会長、近隣住民（特に隣接する住民）等に対し、申請前に必ず認定こども園への移行の申請を行う旨の説明をすること。移行にあたり施設の整備を行う場合は、その旨も必ず説明してください。
- ・移行申請にあたっては、半径1km範囲内にある保育所等に対して、定員、運営方針

等の説明を行ってください。

イ 採択後

- ・選定された後、速やかに（建築確認申請の手続きを行う前に）近隣住民の方々に対し事業計画や運営内容等について説明すること。その際、保護者の送迎時の対応や騒音など、周辺環境への配慮に関する対応方法等について必要な説明を行うこと。
- ・近隣に保育所、幼稚園等がある場合は、当該施設に対しても整備計画や運営等について説明すること。

ウ 工事着手時

- ・工事計画が確定次第、工事スケジュール、施工者の連絡先、工事車両の通行、工事中の園の運営に関する対応方法等（園の活動、送迎等）等について説明すること。

エ その他

- ・近隣住民への説明については、速やかに行うこととし、施設の設計や工事の実施にあたっては、近隣住民からの要望を汲み取り、整備・運営事業者の責任において解決を図るよう努めること。（ポスティング等による場合、事後トラブル防止の観点から施設・設備等の配置（室外機や園庭の場所等）についても併せて周知を行うことを推奨しています。）
- ・本市から指示があった場合は、戸別訪問及び説明会、あるいはその両方を行い、ポスティング等に留めないこと。

(2) 保護者・職員説明

ア 申請段階

- ・申請前に保護者・職員に認定こども園への移行の申請を行うことおよび認定こども園の制度概要、事業計画、運営内容についての説明を行ってください。整備を行う場合は、その旨も必ず説明してください。
- ・特に、職員に向けては、移行による変更点（保育・給食の実施、開園時間・開園日および2号子どもの受け入れには利用調整を経ること等）をよく説明の上理解を得てください。

イ 採択後

選定された後、速やかに選定結果について周知すること。

8 送迎について

- (1) 送迎に車を利用する保護者が増加しています。近隣地域と交通問題を生じさせないため、送迎のルールの設定・周知を行い、必要に応じて送迎車両の停車スペースを設けるなどしてください。
- (2) 保護者の送迎に対して、近隣住民から要望があった場合は、保護者と協議して改善するようにしてください。

9 園長、職員等について

- (1) 原則、保育に従事する職員については保育士資格、学級担任については幼稚園教諭免許状を有していることが必要です。
- (2) 実務経験年数で、バランスのとれた職員配置としてください。
- (3) 応募から開所までの間に園長予定者を変更することは、審査対象の変更になることから、原則として認めません。また開所後3年間については、園の円滑な運営及び保護者や近隣住民との関係構築の観点から、園長の変更は原則として（※）認めません。

※例外として認められる場合について

下記要件をすべて満たすことが必要となります。

- ・園長が疾病、介護等により勤続が困難と判断される場合であること

・法人代表及び新園長を対象とした面接を実施し、現在の園長と同等以上の水準であるということが確認できること。

※3年間を経過した後の園長変更であっても、開所後3年間に園長を複数回変更するなどした場合には、上記要件を満たした場合にのみ変更を認めることがあります。

(4) 園長予定者については、本市が開催する組織マネジメント等講習を受講していただきます。

(5) 園長予定者及び保育責任者予定者、運営法人の管理責任者については、本市が開催する子どもの人権に関する研修等、指定する研修を受講していただきます。

(6) 園長予定者及び職員を対象とした開所前説明会を、開所前年度の2月から3月に開催する予定ですので、ご参加ください。

(7) 本市が派遣する園内研修・研究サポーターを受入れてください。

※(4)～(7)の詳細は別途通知します。

## 10 その他

(1) 公定価格は、認定こども園の単価表が適用されます。

(2) 私立学校検査において指摘を受けた場合、原則申請前にすべて改善又は改善が見込める状態にしてください。申請までに改善が見込めない場合は、別途ご相談ください。

(3) 横浜市の行う指示・指導に対して、誠実に対応していただくこととします。

## Ⅲ 申請方法

### 1 事前相談について

(1) 受付期間：令和5年6月12日（月）～6月30日（金）

※ この期間に事前相談がない場合、事前協議書は受け付けできません。

※ 電話でのご予約をお願いします。

（4. 問い合わせ先・ダウンロードアドレス一覧参照）

(2) 提出方法：原則、電子データをEメールでご提出ください。

<提出先> [kd-kodomoen@city.yokohama.jp](mailto:kd-kodomoen@city.yokohama.jp)

※ 件名を「【提出】事前相談（〇〇園名）（幼稚園型への移行）」としてください。

※ 一通のメールで7MBまでのデータが受信可能です。

7MBを超える場合は、複数通に分けてお送りいただくか、ご希望の場合は、横浜市大容量ファイル転送サービスをご案内しますのでご連絡ください。

※ Word又はExcelで作成している場合は、そのままの形式（スキャンPDFデータは不可）で提出してください。

※ 電子データの提出が困難な場合は、事前に提出方法についてご相談ください。

(3) 事前相談の際に必要な書類

ア 事業計画書（事前協議書3ページ以降）

イ 整備スケジュール（「添付書類一覧（確認表）」項目1に該当する書類）

ウ 施設計画図（「添付書類一覧（確認表）」項目2・3に該当する書類）

エ 私立学校検査の結果通知

### 2 事前協議書の提出について

(1) 提出期限：令和5年7月14日（金）午後5時（必着）まで

(2) 提出方法：原則、電子データをEメールでご提出ください。

<提出先> [kd-kodomoen@city.yokohama.jp](mailto:kd-kodomoen@city.yokohama.jp)

※ 件名を「【提出】事前協議書（〇〇園名）幼稚園型認定こども園」としてください。

※ 一通のメールで7MBまでのデータが受信可能です。

7MBを超える場合は、複数通に分けてお送りいただくか、ご希望の場合は、横浜市大容量ファイル転送サービスをご案内しますのでご連絡ください。

※ Word又はExcelで作成している場合は、そのままの形式（スキャンPDFデータは不可）で提出してください。

※ 電子データの提出が困難な場合は、事前に提出方法についてご相談ください。

(3) 提出書類

事前協議書及び別紙3の添付書類一覧（確認表）に記載の書類をご提出ください。

※ 「添付書類一覧（確認表）」に、該当の書類の提出の有無を記入し、ご提出ください。

※ 不備があると審査ができない場合がありますので、事前に確認の上ご提出ください。

※ 提出データには、添付書類一覧（確認表）の項目番号及び書類の内容が分かるようにタイトルをつけてください。

〈例〉「01\_スケジュール（〇〇園名）」、「02\_施設計画図（〇〇園名）」



### 3 面接について

面接を実施しますので、ご予約いただきますようお願いいたします。

(1) 日程：令和5年8月上旬（予定）

※実施日時は、本市で決定の上、事前にご連絡いたします。

(2) 場所：横浜市庁舎又は近傍（別途ご案内します。）

(3) 出席者

ア 法人理事長（個人立は設置者）【必須】

※ 理事長の出席が困難な場合はご相談ください。

イ 園長予定者【必須】

※ 事業申請書提出時に「園長面接資料」への記入、提出をお願いいたします。

ウ 保育責任者予定者【必須】

(4) 面接の内容について

ア 法人や園の運営に関すること

イ 提出書類に記載された内容に関すること

ウ 園長予定者・保育責任者予定者の適格性に関すること ほか

### 4 選考について

移行対象施設は、保育需要、事業計画、組織体制、運営状況などを総合的に審査の上、選考します。

〈評価の概要〉

評価項目	評価細目	
1 法人の体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事等の学識経験等</li> <li>・ 法人本部の所在地、市内運営実績</li> <li>・ 経営分析結果</li> <li>・ 会計士又は監事による監査結果</li> <li>・ 法人監査結果</li> </ul>	
2 既存施設の運営状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の構成</li> <li>・ 事業実績（子育て支援事業、横浜市型預かり保育の実施）</li> <li>・ 施設監査結果及びその改善状況等</li> </ul>	
3 資金計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資金の確保状況</li> <li>・ 償還計画</li> </ul>	
4 整備計画（ハード）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地の所有状況</li> <li>・ 周辺の待機児童の状況</li> <li>・ 交通アクセス、周辺環境</li> <li>・ 園庭の確保状況、園舎の位置</li> <li>・ 休憩室等の確保状況</li> <li>・ 近隣住民・保護者・職員対応</li> </ul>	
5 整備計画（ソフト）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 園長の適格性</li> <li>・ 保育責任者の適格性</li> <li>・ 保育体制の整備計画（定員設定、長時間保育の実施場所等）</li> <li>・ 地域子育て支援事業の実施</li> </ul>	
6 面接 （法人代表者及び園長予定者、保育責任者予定者）	(1) 教育・保育方針・施設運営の方針	教育・保育理念、指針・要領等の理解 等
	(2) 人材確保・育成方針、キャリアパス	人材確保策、園長・保育教諭等に対する人材育成の考えと具体案 等
	(3) 地域対応・交流、苦情解決、保護者対応	地域対応・交流の考え方、苦情等の対応と責任、保護者対応 等

	(4) 安全対策、防犯対策、 事故時等の対応	事件・事故発生時における対応の理解度及び施設 管理の考え方 等
	(5) サポート体制・能力等	法人のサポート体制及び園長としての資質（責任 性、コミュニケーション力、熱意 等）

## 5 選考結果について

選考結果は、令和5年9月上旬以降、法人あてに書面での通知を予定しています。

※選定された法人は、すみやかに設計作業等に着手して下さい。

## 6 その他

- (1) 提出書類は返却しません。提出書類は、本事業の目的以外には使用しません。
- (2) 審査にあたり、追加資料を提出していただくことがあります。
- (3) 設置者が現在運営している施設について、市が現地調査を行うことがあります。
- (4) 本市の情報公開制度に基づき、応募者が市に提出した書類及び審査結果等（個人情報及び内部管理情報等を除く。）を公開する場合があります。
- (5) 「Ⅱ 認定こども園整備・運営に当たっての諸条件」以外にも別紙4など、採択後に条件を追加することがありますので、あらかじめご了承ください。

## IV 問い合わせ先・ダウンロードアドレス一覧

### 1 問い合わせ先

横浜市こども青少年局こども施設整備課

【電話番号】 045-671-4146

【メールアドレス】 [kd-kodomoen@city.yokohama.jp](mailto:kd-kodomoen@city.yokohama.jp)

【担当】 吉池、田淵

### 2 ダウンロードアドレス一覧

- (1) 「認可保育所等の整備」のページ（認定こども園募集ページ、整備の手引きへの入口）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/>

- (2) 「認定こども園整備関係」のページ（各事業募集ページへの入口）

各様式のダウンロードはこちらから行ってください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/kankei/>

- (3) 整備の手引き

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/seibinotebiki.html>

- (4) 参考資料

○横浜市条例

「横浜市認定こども園の要件を定める条例(平成27年2月25日横浜市条例第2号)」

[https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki\\_honbun/g202RG00001852.html](https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00001852.html)

○横浜市認定こども園関連要綱

「横浜市認定こども園認定・確認等要綱」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/kankei/youkou.html>

○国から公布された認定こども園関係法令等

内閣府のホームページ（法令・通知等）

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/hourei.html>

▷ 主な法令等

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法第77号）」

※「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）」による改正後本文

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成26年政令203号）」

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規

則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）」

「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）」

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）」

※上記の「主な法令等」の他にも、幼保連携型認定こども園に関する法令・通知等があります。

※今後新たに法令・通知等が発出された場合には、その内容に適合していただきます。

【子ども子育て新制度に関する最新情報（内閣府のホームページ）】

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

## V 資料

別紙1 添付書類一覧（確認表）

別紙2 幼稚園型認定こども園整備事業（幼稚園からの移行）実施にあたっての諸条件

資料1 事業応募から認定こども園開設までの参考スケジュール

資料2 横浜市保育士宿舎借上げ支援事業 令和5年度のご案内

資料3 かながわ保育士・保育所支援センター

※応募にかかる必要資料一式は、  
横浜市ホームページ（認定こども園事業募集のページ）からダウンロードしてください。

## 添付書類一覧(確認表)

## 《注意事項》

- ・書類の提出漏れがないか、この一覧で確認(「提出」欄に○、該当しない場合は-を記入)し、この一覧も提出してください。
- ・データには、項目番号・書類の種別が分かるようにタイトルをつけてください。
- ・Word又はExcelで作成している場合は、そのままの形式(スキャンPDFデータは不可)で提出してください。

No.	添付書類	備考	提出
<b>整備計画(基本設計程度の熟度)</b>			
1	スケジュール	近隣説明、建築確認等手続き、設計審査等入札関係、工事工程、開所準備等を記載	
2	施設計画図	仮設園舎を設置する場合は、仮設園舎の計画図も添付	
	①案内図	最寄駅の鉄道駅が分かるもの	
	②配置図	道路の位置、屋外遊戯場の設置場所を含む	
	③各階平面図	保育室等・屋外遊戯場の面積、保育室等・屋外遊戯場からの2方向避難の経路を記載	
	④立面図	四方向からのもの	
	⑤整備ステップを示した資料	着工～しゅん工の施設状況	
3	既存施設図		
	①配置図	道路の位置、屋外遊戯場の設置場所を含む	
	②各階平面図	保育室等・屋外遊戯場の面積を記載	
	③立面図	四方向からのもの	
4	土地・建物の全部事項証明書及び公図	申請日3か月以内に発行のもの	
5	土地・建物の権利関係を証する書類	賃貸契約書等。自己所有の場合は不要	
6	既存施設の建築確認手続き完了を証する書類	確認済証及び検査済証(解体する建物の書類は不要)	
7	耐震診断報告書又は耐震補強工事実施済みを証する書類	昭和56年以前の旧耐震基準の場合のみ(解体する建物の書類は不要)	
8	神奈川県に提出済の施設概要書	園地・園舎の(変更)届。最新のもの	
<b>法人概要の添付書類</b>			
9	役員名簿	資料1	
10	役員(理事長・理事・監事)の履歴書	資料2・資料3	
11	設置者が法第3条第5項各号に該当しないことを誓約する書類	資料4	
12	私立学校検査結果通知及びその回答	直近2回分の写し(PDFで提出)	
13	①法人の定款・寄付行為		
	②履歴事項全部証明書の写し	申請日3か月以内に発行のもの	
14	収支予算書	令和5年度分	
15	①決算報告書チェックリスト	資料5	
	②事業報告書、決算報告書	直近3か年分	
	③人員表	資料6(直近3か年分)	
	④公認会計士等の監査報告書、監事監査報告書	直近3か年分	
<b>園長予定者・保育責任者・教育責任者の添付書類</b>			
16	履歴書、園長面接用資料	資料7・資料8	
17	①資格証明書の写し		
	②園長・保育責任者・教育責任者の選任の理由書	A4サイズ1枚程度	
<b>防火管理者予定者の添付書類</b>			
18	資格証明書の写し	取得している場合のみ	
<b>認定こども園の運営に関する書類</b>			
19	①教育及び保育の概要案	資料9-1	
	②1日の流れ	資料9-2(任意の様式でも可)	
20	子育て支援事業計画書案	資料10	
21	管理運営に係る計画書案	資料11	
22	認定こども園移行についての内容が記載された法人議事録		
<b>現在、運営している施設の添付書類</b>			
23	幼稚園の認可証の写し		
24	施設の運営内容を紹介するパンフレット	利用料金案内や子育て支援事業の内容が分かる資料	
25	①直近の幼稚園における学校評価ガイドラインに基づく自己評価又は保育士及び保育所の自己評価	実施している場合のみ	
	②学校関係者評価又は第三者評価結果報告書又は福祉サービスの第三者評価の結果	実施している場合のみ	

令和5年6月時点

※今後、変更になる可能性があります。

幼稚園型認定こども園整備事業（幼稚園からの移行）  
実施にあたっての諸条件

- 1 当該事業募集要項で提示した「整備・運営にあたっての諸条件」を遵守すること。
  
- 2 法人・施設の運営にあたっての諸条件
  - (1) 事前協議書の内容どおり、事業を進めること。
  - (2) 原則、開所後3年間は園長を変更しないこと。
  - (3) 法人・施設の会計処理を適正に処理すること。
  - (4) 監査通知等において指摘された改善を要する事項については早急に是正すること。
  - (5) 安定した保育を提供するため、職員の配置換えについては、特段の理由がない限り短期間での異動は行わないよう努めること。
  - (6) 園長及び職員等の給与については、適正な給与水準を維持すること。また、園長の給与は、経験年数や果たすべき役割を考慮したうえで他の職員との均衡を図り、設定すること。
  - (7) 認定こども園開所後、保育を必要とする子どもに対しては自園調理の給食を提供すること。
  
- 3 その他
  - (1) 事業推進にあたって、疑義及び事業計画に変更が生じる見込みのある場合は、あらかじめ横浜市と協議すること。
  - (2) 当該事業応諾後、事業計画及び工事概要等の説明を速やかに近隣住民・幼稚園並びに保護者、職員に対し行うこと。また、実施計画について別途報告書を提出すること。
  - (3) 保育教諭等の確保状況について、開所前年度10月以降に本市が実施する保育教諭等確保状況調査に応じること。(随時)
  - (4) 神奈川県との調整が必要な事項（幼稚園の廃止や寄付行為の変更等）については設置者が対応すること。

【 事業応募から 認定こども園開設までの参考スケジュール】

年月	法人及び施設認可関係等の動き	市の動き
R5. 6	法人意思決定 ＜近隣・保護者説明＞ 事前相談(～6月30日)	
7	事前協議書提出締切(7月14日) 現地確認	
8	面接 園則・運営規程等作成	
9	採択法人決定 ＜近隣・保護者説明＞	審査会
10	1号願書配布	2号利用案内配布
11	認定・確認申請書準備	
12		
R6. 1	認定・確認申請書の提出	
2		
3		認定こども園認定・確認
4	認定こども園開所	



## ～横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業令和5年度のご案内～

市内保育所等を経営する事業者による、保育士向け宿舎の借り上げを支援するために、必要な経費の助成を行います。

令和5年4月から令和6年3月に係る期間の事業概要を次のとおりお知らせします。

※令和5年度も引き続き、採用から10年目までの保育士が利用対象ですが、申請から10年間の利用を保証するものではありません。

※当事業は単年度事業です。昨年度から継続して利用する場合でも、必ず令和5年度の利用申請が必要です。

### 【支援対象】

- 市内保育所等(※注1)を経営する事業者が、雇用する保育士(※注2)を、事業者が借り上げた宿舎に入居させる場合、宿舎借り上げに係る経費を補助する。

(※注1) 市内保育所等は次のとおり。

- ・ 認可保育所
- ・ 認定こども園
- ・ 認可保育所等への移行を目指し、「移行計画書」を提出した横浜保育室
- ・ 小規模保育事業（A・B・C型）
- ・ 事業所内保育所
- ・ 家庭的保育事業

(※注2) 市内保育所等に勤務する常勤保育士のうち、次の条件を全て満たす者（市内在勤に限る）

- ・ 事業者の雇用開始日が属する会計年度から起算して、10年目の会計年度末（令和5年度は平成26年度(2014年)以降雇用）までの者
- ・ 月120時間以上保育に従事している者

### 【ただし以下の場合を除く】

- ・ 事業者から住居手当等を支給されている者
- ・ 平成24年度以前に保育所等が借り上げる宿舎に入居している者
- ・ 認可保育所の施設長
- ・ 認定こども園の園長
- ・ 家庭的保育事業の家庭的保育者
- ・ 横浜保育室の施設長
- ・ 小規模保育事業の施設長(※)

※ただし、小規模保育事業の施設長については、保育ローテーションに月120時間以上従事している場合は対象とする。

なお、管理者給付を受けるために届け出ている、いわゆる「給付上の管理者」は対象外

## 【助成内容】

対象経費	雇用する保育士向け、宿舍借り上げに係る経費のうち賃借料、共益費（管理費）。 <u>※礼金、更新料、敷金等は対象になりません。</u>
補助率	対象経費の3/4 <u>（1/4は事業者が必ず負担をします。）</u>
助成金額	<u>宿舍1戸当たり月額82,000円の3/4（61,000円）を上限</u> （1,000円未満は切り捨て）
助成期間	事業者の雇用する補助対象保育士が、借り上げ宿舍に入居※している期間。 ※住民票に記載された住所、転入日等が助成期間と重複しており、かつ居住実態があること。

### ★留意点★

- ・ 事業者が保育士用宿舍として借り上げている物件が助成対象です。事業者（法人の場合は、役員を含む）が所有する物件を貸与している場合は対象となりません。
- ・ 事業者が宿舍を借りただけでは、補助対象とはなりません。保育士の入居日（住民票の異動日）から対象となります。
- ・ 家賃の一部を保育士本人が負担する場合は、家賃から本人負担分を除いた金額が補助対象となります。

## 【令和5年度補助金申請書の提出期間】

- ・ 令和5年4月から受付を開始します（通年）。
- ・ 各提出書類の提出期間については「申請手引き」「提出期限一覧」に記載します。
- ・ 遡り補助はしません。別途定める提出期限（原則当月末締切、消印有効）までに申請のあった月の家賃分だけが対象です。
- ・ 月単位での補助であり、1日から末日まで補助対象要件を満たした月が補助対象となります。

## 【応募方法】

- ・ 申請者は法人単位となります。
- ・ 申請にあたり「要綱」、「申請手引き」等案内を必ず御確認ください。

申請様式、要綱、申請手引き及び提出期限一覧等は横浜市こども青少年局「保育士宿舍借り上げ支援事業」専用サイトにて掲載しております。

本市トップページ>暮らし・総合>子育て・教育>保育・幼児教育>待機児童対策  
>保育士確保の施策>法人向けの取り組み>保育士宿舍借上げ支援事業  
<URL・二次元バーコード>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/taiki/hoikushikakuho/houjin-torikumi/hoikushishukusha2022.html>

また、メーリングリストを登録いただくことで、本事業に関する情報をリアルタイムで受け取ることができます。ホームページ掲載の登録方法をご確認のうえ、必ず御登録ください。



## 【申請書類】

第1号様式 横浜市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金交付申請書（別紙1、2を含む）
第2号様式 令和5年度横浜市保育士宿舍借り上げ支援事業計画書 ※保育士確認及び同意欄に申請保育士の署名されたものをご提出ください。
第3号様式 令和5年度横浜市保育士宿舍借り上げ支援事業収支予算書
不動産賃貸借契約書（写し）
保育士証（写し）
市長が必要と認める書類

※ 提出書類の詳細はホームページに掲載の「様式の提出及び記入方法について」をご確認ください。

**各種提出書類に関する問い合わせは、ホームページに記載の本市委託業者までお願いします。**

### 【従来からの取り扱いを要綱に明記した点】

- ・ 合併・事業譲渡等があった場合の補助対象期間（採用年数）の考え方について

保育施設の運営事業者における、合併、事業譲渡、統合（系列法人間での譲渡や統合等を含む）等（以下、「合併等」という。）、保育士自らの意思による転職でない場合は、合併等前の雇用開始日が継続するものとします。

### 【補足】

保育士宿舍借り上げ支援事業は、厚生労働省が発出している保育対策総合支援事業交付要綱に基づき、事業を実施しております。今後、発出される交付要綱により、支援対象及び助成内容が変更になることがありますので、御了承ください。変更する場合には、別途事業者の皆様にご連絡いたします。

なお、令和6年度以降の横浜市保育士宿舍借り上げ支援事業の継続有無及び事業概要につきましては、詳細が分かり次第、事業者のみなさまに周知いたします。

横浜市子ども青少年局 保育対策課  
電話：045 - 671 - 4469  
e-mail:kd-shukusha@city.yokohama.jp

資格をいかして、子どもたちの笑顔につつまれ、働きたい！  
そんなあなたを応援します。

# かながわ保育士・ 保育所支援センター

保育士を  
紹介してほしい



保育士の資格を  
いかして働きたい

もう一度保育士として  
働きたい

保育所の看護師や  
栄養士を募集したい

## インターネットによる求人情報のお知らせ

**福祉のお仕事** <https://www.fukushi-work.jp>



\*2017年4月よりリニューアル

### \*求職者の皆さまへ

条件を入力していくと、希望にあった求人検索ができます。

### \*求人事業者の皆さまへ

求人募集するときは、「福祉のお仕事」から、事業所登録・求人募集ができます。

\*新規設立法人(事業所)については一度、当センターへお問い合わせください。

## かながわ保育士・保育所支援センターホームページ

[www.kanagawahoiku.jp](http://www.kanagawahoiku.jp)



当センターで行う講座やイベント情報等を掲載しています。

当センターへの登録もここからできます。

## 保育の求人・求職をお待ちしています!

かながわ保育士・保育所支援センターは、労働局から無料職業紹介所として認可を受けた「かながわ福祉人材センター」内に設置され、保育関係の求職および保育所等からの求人のマッチングをおこなっています。

### 求職対象職種

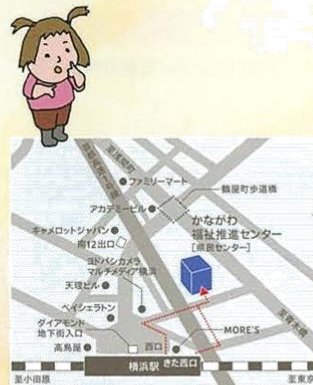
神奈川県内で保育関係の仕事をしたい方であれば、どなたでもご利用いただけます。

保育士、栄養士、看護師、調理員、保育補助員等

### 求人対象施設

神奈川県内にある施設であれば、法人格等にかかわらずご利用いただけます。

認可保育所、認可外保育施設(自治体の補助対象となっている施設)、家庭的保育事業・小規模保育事業等の地域型保育事業、事業所内保育施設(国の補助対象となっている施設・院内保育施設)、児童福祉法に定める児童福祉施設等(乳児院、児童養護施設、助産施設、母子生活支援施設、児童厚生施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、放課後児童クラブ等)、認定こども園



社会福祉法人  
神奈川県社会福祉協議会  
かながわ福祉人材センター内  
**かながわ保育士・  
保育所支援センター**

開所時間 月▶土曜日 9:00▶17:15 (12:00▶13:00昼休み)

日曜日・祝祭日、年末年始およびかながわ県民センター休館日は閉所

所在地 〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2

かながわ県民センター13階(かながわ福祉人材センター内)

TEL 045-320-0505 FAX 045-313-4590

E-mail hoiku\_jinzai@knsyok.jp

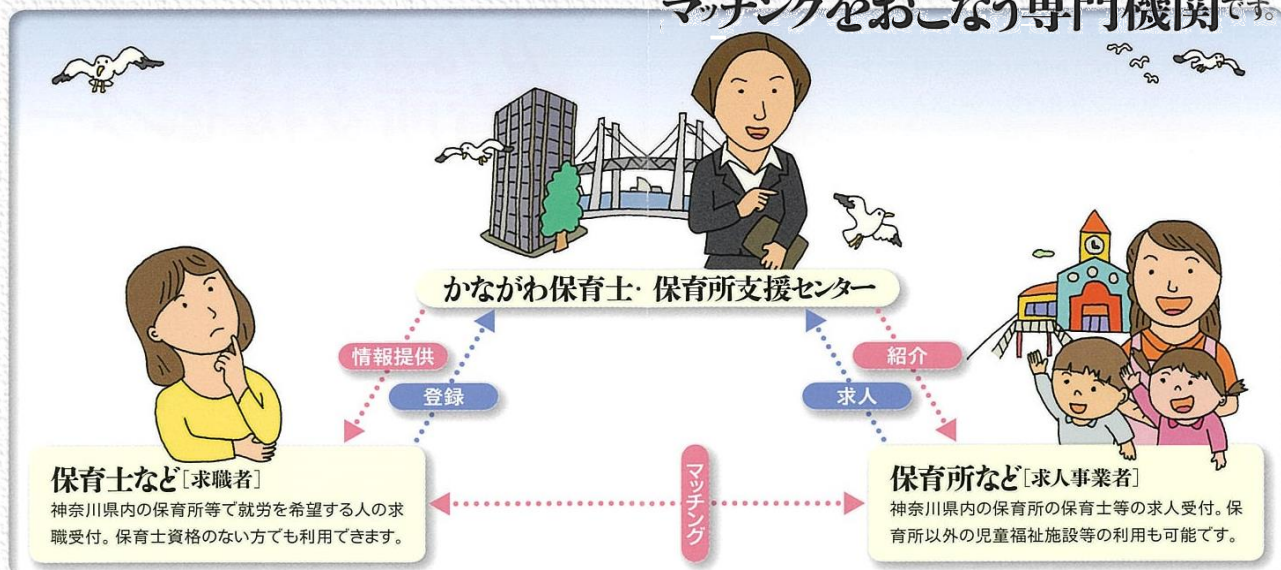
HP [www.kanagawahoiku.jp](http://www.kanagawahoiku.jp)

Illustration by Osamu Kawamura

かながわ保育士・  
保育所支援センターは、

# 保育の仕事をした人、 保育所等で働く人を求める求人側の間に入り、

マッチングをおこなう専門機関です。



## ❁ 就職相談・コーディネート

経験豊富な保育士が、電話や面談により就職に関するご相談に応じます。

ご希望により、就職先の情報提供や見学等の調整、紹介をします。就職にあたって心配や不安なことへの相談と助言もします。ブランクのある保育士の方もお気軽にご相談ください。



## ❁ 出張相談会の実施

県内各地にかながわ保育士・保育所支援センターの相談窓口が出張して個別相談に対応します。

日程・会場等はホームページ等でお知らせいたします。

## ❁ 職場見学等の調整

応募したいと考えている求人先の職場見学や仕事体験などのご相談を受け、調整をいたします。職場見学、仕事体験にあたっては求職登録が必要です。

## ❁ 保育に関する情報提供

保育に関わるさまざまな情報(資格や制度、就職相談会の開催日程等)をメールなどでお知らせします。

## ❁ 就職支援セミナー・相談会の開催

県内各地で就職支援セミナーや就職相談会を開催しています。詳しい日程・会場等はホームページ等でお知らせします。

## ❁ 就職支援セミナー

就職にあたって参考になる情報を聞くことができます。

- 【例】 保育園の一日の流れ、仕事の内容  
保育をめぐる最近の状況  
保育の仕事に復職・転職した人の経験談等

## ❁ 就職相談会

県内各地から保育所がブースを出展し、それぞれの園の特徴や求めている人材について直接聞くことができます。



## まずはセンターに登録!

さまざまな情報やアドバイスが受けられます。

かながわ  
保育士・保育所  
支援センター



### すぐに就職したい方

- ◆ 就職相談
- ◆ 職場見学等の調整
- ◆ 求人情報の提供
- ◆ 就職先の紹介

### いずれ就職しよう と考えている方

- ◆ 保育の資格や仕事に関する情報提供
- ◆ 各種セミナー等のご案内



保育士資格をもっているが、  
保育の仕事をしたことがない方または、  
保育士として働いていたが、1年以上ブランクのある方へ

## ❁ 保育士就職準備金について

保育士の資格保有者が保育の仕事に就職する際、準備金の貸付を受けることができます。神奈川県内で2年間保育の仕事に従事すると返還が免除となります。

貸付申請にはかながわ保育士・保育所支援センターへの離職登録および求職登録が必要です。

- 離職登録 [www.kanagawahoiku.jp/regist/form.asp](http://www.kanagawahoiku.jp/regist/form.asp)  
求職登録 [www.kfjc.jp/for-seeker/form.asp](http://www.kfjc.jp/for-seeker/form.asp)

貸付に関するお問い合わせは、かながわ福祉人材センターへ

TEL 045-312-4816

かながわ保育士・保育所支援センターの各種事業への参加は、雇用保険の求職活動実績対象となります。